## 税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

## 【税源移譲前】

## 【税源移譲後】

所 得 税						
課	税所	得	税率			
	~	330 万円	10 %			
330 万円	~	900 万円	20 %			
900 万円	~	1,800 万円	30 %			
1,800 万円	~		37 %			

所 得 税						
課	税所	得	税率			
	~	195 万円	5 %			
195 万円	~	330 万円	10 %			
330 万円	~	695 万円	20 %			
695 万円	~	900 万円	23 %			
900 万円	~	1,800 万円	33 %			
1,800 万円	~		40 %			

個人住民税						
課	税所	得	標	準 税 率		
	~	200 万円		5 %		
200 万円	~	700 万円		10 %		
700 万円	~			13 %		
(道府県民税)						
	~	700 万円		2 %		
700 万円	~			3 %		
(市町村民税)						
	~	200 万円		3 %		
200 万円	~	700 万円		8 %		
700 万円	~			10 %		

個人住民税				
課税所得	標準税率			
一律	10 %			
(道府県民税)				
一律	4 %			
(市町村民税)				
一律	6 %			

(注)上記の改正は、平成19年分所得税及び平成19年度分個人住民税から適用する。